

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁企画総務部給与課長

学校職員の児童生徒引率用務に係る旅費の調整の取扱いについて（通知）

学校職員の児童生徒引率用務に係る旅費の調整について（平成15年12月22日付け教給第1242号教育長通知。以下「調整通知」という。）は、平成16年4月1日以降の旅行から施行されることとなりますが、その取扱いについて、次のとおり通知します。

記

1 添付書類について

- (1) 調整通知2の(1)で規定する「現に支払った額を証明する書類」は、運行事業者又は旅行代理店（以下「旅行代理店等」という。）が発行する個人ごとの領収書又は支払証明書（以下「領収書等」という。）となることから、個人ごとに領収書等を得られない場合は、学校としての全体の領収書等に学校（学校長が証明したもの。様式任意。）又は旅行代理店等において作成した個人ごとの領収（支払）内訳書（旅行者の氏名を記入し、個人を特定できるもの）を添付すること。
- (2) 概算払で実費額を請求する場合は、領収書等に代えて、旅行代理店等が発行する見積書等を旅費請求書に添付するものとし、当該旅行を完了した後所定の期間内に、領収書等を添えて精算を行うものとする。
- (3) 旅費の請求にあたり旅行の行程及び利用する交通機関等が、旅費請求書のみで容易に確認できる旅行については、「行程表」の添付を省略することが出来るものとする。

2 寝台料金の取扱いについて

寝台列車を利用することにより、宿泊に要する経費が生じない場合は、寝台料金を宿泊料金とみなして、調整通知1の(3)に基づき宿泊料を調整する。

（給与制度グループ）